

大村入国管理センター所長 殿

2021年12月2日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

共同代表 井上幸雄（アジアに生きる会・ふくおか）
コース・マルセル（美野島司牧センター）
高柳香代（多文化共生ネット・九州）
中島眞一郎（コムスタカー外国人と共に生きる会）

第18回大村入国管理センターと

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との意見交換会

大村入国管理センターへの質問と回答

貴センターにおかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第18回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、意見交換会でご回答いただくための質問書を事前提出いたします。なお、統計数値等のご回答は、質問に時期や期間が特定されているもの以外は、2020年中、及び2021年1月から10月末までのものをご回答ください。

I 収容施設及び被収容者の状況について

1. 2021年10月末時点での収容定員と収容人員について、国籍別・年代別(10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳、60歳以上)の人数及び九州以外から移送されてきた被収容者の割合を教えてください。

(昨年回答)

- ・収容定員 708名
- ・2020年10月末現在の収容人員 37名(全員男性)
- ・国籍別内訳 ナイジェリア6名、ブラジル5名、ベトナム5名、イラン4名、ペルー4名、ネパール4名、スリランカ2名、中国1名、ウガンダ1名、ガーナ1名、チュニジア1名、トルコ1名、パキスタン1名、バングラデシュ1名
- ・世代別内訳 20代7名、30代8名、40代9名、50代以上13名
- ・九州外からの被収容者 約94.6%

(本年回答)

- ・収容定員 708名
- ・2021年10月末現在の収容人員 10名(全員男性)
- ・国籍別内訳 イラン2名、ネパール2名、ブラジル2名、ガーナ1名、スリランカ1名、ナイジェリア1名、ベトナム1名
- ・年代別内訳 20代1名、30代3名、40代4名、50代2名
- ・九州外からの被収容者 90% 九州内からの移収者は1名

2. 2020年の平均収容期間、2021年10月末時点での貴センターにおける最長収容期間に

ついて教えてください。

(昨年回答)

- ・平均収容期間 182.3日 (2019年の平均収容期間)
- ・最長収容期間 約5年6ヶ月 (2020年10月末現在)

(本年回答)

- ・平均収容期間 127.3日 (2020年の平均収容期間)
- ・最長収容期間 約6年6ヶ月 (2021年10月末現在)

3. 退去強制令書発付以来、仮放免許可がなく、継続して2年以上収容されているのは何名ですか。同様に3年以上、4年以上、5年以上、6年以上、7年以上、8年以上、9年以上、10年以上は、それぞれ何名ですか。

(昨年回答)

2020年10月末現在 2年以上21名、3年以上11名、4年以上5名、5年以上2名、6年以上1名

(本年回答)

2021年10月末現在 2年以上1名、3年以上3名、4年以上0名、5年以上1名、6年以上1名、7年以上0名、8年以上0名、9年以上1名、10年以上0名

(記録者注：2020年の、「2年以上」は、2年以上のすべての年数の合計、2021年の「2年以上」は、2年以上3年未満の数)

4. 2021年10月末時点で、貴センターで6ヵ月以上の長期被収容者は何名ですか。

(昨年回答) 大村入管で6ヶ月以上の長期被収容者は、32名

(本年回答) 大村入管で6ヶ月以上の長期被収容者は、9名

5. 2021年10月末時点で、被収容者の中で刑務所服役後に収容されたのは何名ですか。

そのうち6ヶ月以上収容されているのは何名ですか。

(昨年回答)

設問に対する集計はない。矯正施設から当センターに直接入所するわけではないため、正確な数値は提供できない。刑事罰を受けている可能性のある者は20件。同一人物の重複の可能性も含む。

(本年回答)

設問に対する集計はない。矯正施設から当センターに直接入所するわけではないため、正確な数値は提供できない。

(以下6から16は、2020年及び2021年1月～10月末までの期間について質問です。)

6. 被収容者の自傷行為は何件ありましたか。また昨年の当会において同じ質問に対して、貴庁は「自損を理由に隔離措置をとった件数」として回答されました。「自損」とはどのようなことですか。「隔離措置」とはどのようなことですか。

(昨年回答)

自損を理由に隔離措置をとった件数

- ・2019年 8件
- ・2020年1月～10月 12件

(本年回答)

自損を理由に隔離措置をとった件数

- ・2020年 16件
- ・2021年1月～10月 13件

「自損」とは、正に言葉通りに故意に自ら自身の体を傷つける行為です。「隔離措置」とは、被収容者処遇規則第18条に定める措置です。

7. 仮放免が許可されたのは何名ですか。うち帰国条件付は何名ですか。また仮放免許可書で指定された住所地の地方別人数も教えてください。

(昨年回答)

- ・2019年 47件 (うち帰国準備2件)
- ・2019年 関東地区17名、東海地区14名、近畿地区10名、中国地区1名、四国地区1名、九州地区4名
- ・2020年1月～10月 58件 (うち帰国準備14件)
- ・2020年1月～10月 関東地区14名、東海地区21名、近畿地区16名、中国地区3名、四国地区1名、九州地区3名

(本年回答)

- ・2020年 59件 (うち帰国準備14件)
関東地区15名、東海地区21名、近畿地区16名、中国地区3名、四国地区1名、九州地区3名
- ・2021年1月～10月 28件 (うち帰国準備0件)
関東地区7名、東海地区9名、近畿地区11名、中国地区0名、四国地区0名、九州地区1名

8. 2021年10月末時点で、貴センターにおける収容が1年を超える被収容者で、2021年1月～10月に仮放免申請を1回もしていないのは何名ですか。

(昨年回答) 4名

(本年回答) 6名

9. 2020年と2021年1月～10月の仮放免許可の期間が14日であったのは何件ですか。

(昨年回答)

- 2019年 24件
- 2020年1月～10月 1件

※回答には土日を含むため、14日前後と理解を。

(本年回答)

2020年 1件

2021年1月～10月 0件

※回答には土日を含むため、14日前後と理解を。

10. 2020年と2021年1月～10月で、「拒食」ののち仮放免が許可されたのは何名ですか。

(昨年回答)

2019年 30名

2020年1月～10月 23名

再収容された数の集計はない。

(本年回答)

2020年 25名

2021年1月～10月 19名

11. 2020年と2021年1月～10月で、再審情願が認められ、在留特別許可を受け、収容を解かれたのは何名ですか。その在留資格も教えてください。退去強制令書執行、移収及び仮放免以外で貴センターを出所した人は何名ですか。

(昨年回答)

(収容を解かれたもの) 集計なし

退去強制令書執行、移収及び仮放免以外

2019年 2件

2020年1～10月 0件

(本年回答)

(収容を解かれたもの) 集計なし

退去強制令書執行、移収及び仮放免以外

2020年 2件

2021年1～10月 0件

12. 国費送還者は何名いましたか。そのうち本人の意思に基づかない送還者は何名ですか。また自費で出国した人は何名ですか。

(昨年回答)

※以下の数には当所で送還の設定をした後に他の地方入管へ移送した場合も含む。

- ・国費送還者 2019年 60名 うち送還忌避者15名
2020年1月～10月 16名 うち送還忌避者5名
- ・自費出国者 2019年 19名 うち業者負担1名
2020年1月～10月 36名

(本年回答)

※以下の数には当所で送還の設定をした後に他の地方入管へ移収した場合も含む。

- ・国費送還者 2020年 19名 うち送還忌避者5名
2021年1月～10月 5名 うち送還忌避者0名
- ・自費出国者 2020年 37名
2021年1月～10月 6名

13. 苦情申し立て（不服申し出）は何件ありましたか。その内容の主なものは何ですか。

(昨年回答)

- ・2019年 11件
 - ・2020年1月～10月 13件
- 主な内容は処遇に対する不満だった。

(本年回答)

- ・2020年 15件
 - ・2021年1月～10月 4件
- 主な内容は処遇に対する不満だった。

14. 宗教行事を希望したのは何名ですか。

(昨年回答)

- ・2019年 延べ326名 ラマダン期間に18名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更する等の配慮をした。
- ・2020年1月～10月 延べ60名 ラマダン期間8名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更する等の配慮をした。

2020年4月以降は、コロナ対策の一環として、宗教行事の礼拝は実施していない。

(本年回答)

2020年4月以降は、コロナ対策の一環として、宗教行事の礼拝は実施していない。

- ・2020年 ラマダン期間に8名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更する等の配慮をした。
- ・2021年1月～10月 ラマダン期間2名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更する等の配慮をした。

15. 性的マイノリティーで特別な処遇をした人数を教えてください。該当者がいる場合はその人数とどのような立場の方が関わり、どのような処遇をしましたか。

(昨年回答)

該当者はなし。該当者がいる場合は本人の意思を確認した上で人権に配慮した適切な処遇を行っている。

(本年回答)

該当者はなし。該当者がいる場合は本人の意思を確認した上で人権に配慮した適切な処遇

を行っている。

16. 2021年10月末時点で、被収容者の中で難民認定申請及び審査請求をしているのは何名ですか。

(昨年回答) 12名

(本年回答) 1名

II 医療スタッフ及び医療ケアについて

1. 2021年度の医療スタッフについて、昨年と比べて医師、看護師、薬剤師その他の内訳で変化があれば教えてください。精神科の非常勤医師の診察日はいつですか。

(昨年回答)

** 8月から常勤医師1名(精神科)、その他は前年と同じで非常勤医師3名、うち1名は医師4人のいずれかが交替で派遣され実施。診療日は前年と同様に週4回、月曜、火曜、水曜、金曜いずれも午前。診療科目別では、内科1名、外科(消化器外科)2名。科目別診療回数では、内科2回(月曜、火曜、ともに午前)、外科(消化器外科)2回(水曜、金曜、ともに午前)。月1回午前に、精神科の非常勤医師の診察を実施。(入力者注: 診察の曜日は未確認)

** 常勤看護師2名、非常勤看護師1名。

** 非常勤歯科医師は週1回(金曜午前)

** 薬剤師はなし。臨床心理士1名が月2回午後に。

(本年回答)

本年8月2日、常勤医師は退職している。精神科の非常勤医師の診察は月に1回。その他については、昨年度と基本的に変更はない。非常勤医師は3名で、うち1名は医師3人のいずれかが交替で派遣され実施。診療日は前年と同様に週4回、月曜、火曜、水曜、金曜。その他変更なし。

** 「精神科の非常勤医師の診察の月に1回は、定例ではなく、診察希望がある場合、月1回までは、診察を行う、ということである。」(補足説明)

(記録者注: 昨年公表)

** 診療科目別では、内科1名、外科(消化器外科)2名。科目別診療回数では、内科2回(月曜、火曜、ともに午前)、外科(消化器外科)2回(水曜、金曜、ともに午前)。

** 常勤看護師2名、非常勤看護師1名。

** 非常勤歯科医師は週1回(金曜午前)

** 薬剤師はなし。臨床心理士1名が月2回午後に。

2. 2020年及び2021年1月～10月の期間中の、メンタルケアの専門家によるカウンセリ

ングの延べ件数を教えてください。また通訳がついた件数と言語の内訳を教えてください。

(昨年回答)

・2019年 延べ97件

・2020年1月～10月 延べ83件

・通訳が付いた件数は

2019年は 14件(ペルシャ語6件、英語2件、シンハラ語2件、ネパール語1件、アラビア語1件、スペイン語1件、ポルトガル語1件)

2020年1月～10月は21件(ポルトガル語10件、英語7件、スペイン語3件、ネパール語1件)

(本年回答)

・2020年 延べ102件

・2021年1月～10月 延べ64件

・通訳が付いた件数は

2020年は 21件(ポルトガル語10件、英語7件、スペイン語3件、ネパール語1件)

2021年1月～10月は6件(アラビア語4件、ネパール語2件)

3. 2020年及び2021年1月～10月の期間中に、外部の医療機関での受診・検査は何件ありましたか。診療科毎に教えてください。そのうち救急搬送は何件ありましたか。

(昨年回答)

・2019年 308件(内訳は、眼科13件、肝臓内科4件、救急外来47件、外科1件、高度救急救命センター1件、肛門科2件、呼吸器内科10件、歯科口腔外科30件、耳鼻咽喉科33件、循環器科1件、循環器内科3件、消化管内科8件、神経内科1件、整形外科63件、精神科15件、総合内科3件、総合診療科17件、代謝内科3件、内科4件、泌尿器科8件、皮膚科48件、麻酔科1件、リウマチ科9件) うち救急搬送9件

・2020年1月～10月 80件(内訳は、眼科7件、救急外来9件、歯科口腔外科13件、耳鼻咽喉科14件、神経内科4件、整形外科12件、総合診療科6件、代謝内科1件、内科1件、泌尿器科3件、皮膚科10件、その他3件) うち救急搬送1件) その他3件の内訳は、被収容者の転院にかかるもの2件、送還にかかるPCR検査1件

※1回の受診で複数の診療科を受診する場合があります、総数と内訳の合計は一致しない。

(本年回答)

・2020年 86件(内訳は、耳鼻咽喉科15件、整形外科12件、皮膚科10件、歯科10件、眼科9件、救急外来9件、総合診療科6件、神経内科6件、内科5件、泌尿器科3件、総合介護1件) うち救急搬送3件

※昨年報告した「2020年1月～10月」の件数で誤りあり。「歯科口腔外科」13件を10件、「救急搬送」1件を3件に訂正。「代謝内科」は内科に計上していた。「その他3件」と答えていたが、受診・検査と異なることが分かったため、記載を省略します。申し訳ありま

せん。

- ・2021年1月～10月 69件（内訳は、整形外科16件、泌尿器科14件、内分泌代謝内科11件、神経内科6件、耳鼻咽喉科4件、皮膚科3件、脳神経内科3件、眼科2件、総合診療科2件、形成外科2件、肛門科2件、救急外来1件、歯科1件、循環器内科1件、放射線科1件）うち救急搬送0件

4. 2020年及び2021年1月～10月の期間中に、外部の医療機関に入院したのは何名ですか。また延べ入院日数は何日ですか。また2021年10月末時点の入院者数は何名ですか。

（昨年回答）

2019年 10人 延べ254人

2020年1月～10月 1人 延べ213人

2020年10月末の入院者なし

（本年回答）

2020年 1人 延べ303人

※※303人は医療機関と福祉施設の入院日数の合計。昨年回答の213人は医療機関の入院日数（後日補足説明）

2021年1月～10月 0人

2021年10月末の入院者なし

5. 2020年及び2021年1月～10月の期間中に、施設内の医師の診察で、被収容者に通訳がついた件数と言語の内訳を教えてください。

（昨年回答）

・2019年 30件（ペルシャ語12件、ネパール語7件、ベトナム語4件、シンハラ語3件、ポルトガル語2件、ウルドゥー語1件、ヒンディ語1件）

・2020年1月～10月 31件（ポルトガル語21件、ネパール語4件、シンハラ語3件、ウルドゥー語2件、中国語1件）すべて電話通訳による。

（本年回答）

・2020年 31件（ポルトガル語21件、ウルドゥー語3件、ネパール語3件、シンハラ語3件、中国語1件）

※昨年（2020年1月～10月）の件数計上に誤りがあり。昨年ネパール語は4件でしたが、実際は3件、ウルドゥー語2件は実際3件です。

・2021年1月～10月 29件（アラビア語8件、ベトナム語7件、中国語6件、スペイン語4件、ネパール語3件、ポルトガル語1件）

6. 2021年10月末時点で、被収容者の治療のための施設内の常備薬で、どのような種類の病気に対応できていますか。また常備薬は何種類ですか。薬が使用されたのは年間何件ですか。また昨年と変化しているものがあつたら教えてください。

(昨年回答)

- ・常備薬は13種類。内訳は昨年度と同様。(記録者注:昨年公表、使用頻度が多いのは外用薬で主に湿布、鎮痛薬、感冒薬)

使用実績は2019年 29,219件
2020年1月～10月 17,924件

(本年回答)

- ・常備薬は13種類。内訳は昨年度と同様。(記録者注:昨年公表、使用頻度が多いのは外用薬で主に湿布、鎮痛薬、感冒薬)

使用実績は2020年 21,095件
2021年1月～10月 8,252件

7. 2019年に精神科医師の希望で、新規の精神安定剤、抗精神病薬を受領して以降、精神安定剤、睡眠導入剤について変更はありましたか。

(昨年回答)

- ・変更点はない。(入力者注:昨年公表、精神科医師の希望で、新規の精神安定剤、抗精神病薬を受領している)

(本年回答)

- ・精神科の薬に変更点はない。精神科だけではなく、他の処方薬と同様に医師が必要と認めて処方できるように調達している。

8. 2020年及び2021年1月～10月の期間中に、施設内でのレントゲン撮影は何名の被収容者に実施しましたか。現在も入所時に実施していますか。

(昨年回答)

入所時の胸部レントゲン撮影も含む。

- ・2019年 190件
- ・2020年1月～10月 109件 現在も入所時に胸部レントゲン撮影をしている。

(本年回答)

- ・2020年 135件
- ・2021年1月～10月 32件 現在も入所時に胸部レントゲン撮影をしている。

9. 車いす対応のトイレの備わった居室の定員と、その稼働実績(延べ利用日数)を教えてください。

(昨年回答)

車いす対応居住区が、どの程度のものを想定しているか不明のため、何とも言えない。居住施設としてバリアフリーに完全に対応し、車いすを一人で操作し何ら不自由なく生活できるということであれば、該当する施設はない。車いすのまま入室できる居室は4部屋各

3人の定員。稼働実績はない。

(本年回答)

車いす対応居住区が、どの程度のもを想定しているか不明のため、何とも言えない。居住施設としてバリアフリーに完全に対応し、車いすを一人で操作し何ら不自由なく生活できるということであれば、該当する施設はない。車いすのまま入室できる居室は4部屋あり、各3人の定員。稼働実績はない。

Ⅲ 被收容者の処遇について

1. 大村入国管理センターの令和3年度(2021年度)予算とその内訳を教えてください。

(昨年回答)

收容所の維持及び被收容者の処遇に必要な物件費は、令和2年度予算額 約1億5,100万円

(本年回答)

收容所の維持及び被收容者の処遇に必要な物件費は、令和3年度予算額 約1億6,700万円

2. 被收容者のための医薬品費の総額を教えてください。

(昨年回答)

被收容者のための医療関係経費の総額

平成31年度 約2,900万円

令和2年度は上半期 約900万円。

(本年回答)

被收容者のための医療関係経費の総額

令和2年度 約1,500万円

令和3年度は上半期 約200万円。

3. 2021年10月末時点で、昨年度に比べて職員体制と定数で変更があれば教えてください。

(昨年回答) 64名で、前年度と同じ。

(本年回答) 64名で、昨年と変更なし。

4. 2021年1月～10月で、処遇部門の職員で、退職又は休職があれば人数を教えてください。2021年9月末時点の欠員と休職者があれば教えてください。

(昨年回答)

2020年1月～10月の間、自己都合の退職者1名、病気休職者1名。

2020年9月末の欠員なし、10月の病気休職者なし
(※質問の期間とずれるが四半期ごとの区切りで回答)
(本年回答)

2021年1月～10月の間、自己都合の退職者1名、病気休職者なし。

2021年9月末の欠員なし、10月の病気休職者なし

5. 2021年10月末の1部屋の平均収容人数は何名ですか。

(昨年回答)

コロナウイルス感染防止のため、1部屋3名以下で運用。平均収容人数は1.85人。

(本年回答)

本年4月12日から新型コロナウイルス感染防止のため、一人一部屋で運用。2021年10月末の平均収容人数は計算上0.3人となる。

6. 運動時間、入浴、洗濯などについて、昨年から変更はありますか。

(昨年回答)

入浴、洗濯は昨年から変化はない。運動は、今年7月24日から閉庁日も実施している。閉庁日の運動は午前中のみ。

(本年回答)

運動時間、入浴、洗濯などについて変更はない。

7. 食事について、パターンは約40種類等、昨年から変更はありますか。イスラム教徒に食事を提供する際、どのような配慮がなされていますか。

(昨年回答)

現在の食事パターンは2020年10月末で15種類。アレルギー、宗教上の制限食、患者食等を考慮して提供している。今年度から食事の副食にかかる栄養基準量の変更があり、一日の栄養量の隔たりがないよう、朝食にチーズパンやヨーグルトを支給するなど日々の栄養管理に努めている。

(本年回答)

現在の食事パターンは2021年10月末の段階で5種類。

8. 2020年及び2021年1月～10月の期間中に、面会者は延べ何名の被収容者と面会していますか。

(昨年回答)

- ・2019年 延べ4,949名
- ・2020年1月～10月 延べ1,971名

(本年回答)

- ・2020年 延べ2,272名
- ・2021年1月～10月 延べ 910名

9. 一般用面会室の運用につき、1回で出来る面会申請件数は3件、面会時間の制限の可能性、可能な限り4室の使用に努めること等、昨年から変更はありますか。

(昨年回答)

・一般面会室の運用は昨年から変更はない。一般面会室以外の運用については今年4月から弁護士面会室及び家族面会室の使用を禁止している。

(本年回答)

・一般面会室の運用は昨年度から変更はない。一般面会室以外の運用については昨年4月から弁護士面会室及び家族面会室の使用を禁止している。一度に申請できる面会件数は3件までで、可能な限り奥の面会室を使用して対応するようにしている。

10. 未就学児の面会、あるいは未就学児を連れた母親の面会等で家族面会室を利用したのは何件ありましたか。

(昨年回答)

- ・2019年 1件
- ・2020年1月～10月 なし

今年4月からコロナ対策で家族面会室の使用を禁止している。

(本年回答)

2021年以降、家族面会室を利用した実績はなし。

11. 本年3月1日より「野菜、果物、缶詰及び瓶詰の品物については、・・・差入れができません・・・。」とされました。差入れができない理由を教えてください。

(本年回答)

金属製品やガラス製品は、保安上の問題を発見したため、制限している。缶詰や瓶詰と同様に保存可能なレトルトパウチの容器は制限していない。

12. 2020年の、仮放免許可申請の件数と申請の受理から結果を本人に通知するまでの期間の平均日数を教えてください。

(昨年回答)

・2019年の仮放免申請件数は184件、平均処理日数は65.7日。目標処理日数については、仮放免の許否は仮放免請求等に基づき、個別の事情毎に諸般の事情を総合的に勘案して判断する。保証金の確保にも時間を要する等、被收容者側の事情により日数を要するケースもあり、標準処理時間という一律の基準を設けることは困難。

(本年回答)

・2020年の仮放免申請件数は105件、平均処理日数は46.4日。その他、職権による仮放免許可が13件。

13. 「令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書」の16ページで「令和2年4月27日付け入管庁警第75号「現下の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえた仮放免の運用について(指示)」により、・・・「仮放免運用方針」・・・(で)仮放免を許可することが認められない8類型のうち、前半4類型を除く者については、「仮放免相当と判断される場合には速やかにこれを許可することとされていた。また・・・「感染症対策マニュアル」においても、同様の考え方により、仮放免の積極的活用を行うこととされていた。」とあります。そこで貴センターにおける仮放免の許可は「仮放免運用方針」記載の後半の4類型のみか、前半の4類型にも及ぶのか、及ぶとすればどのような場合か、教えてください。

(本年回答)

お尋ねの趣旨が必ずしも明確ではないが、仮放免の運用方針等に基づいて個別に配慮すべき事情を踏まえて仮放免措置を検討しているところです。

14. 出入国管理及び難民認定法第52条第六項の特別放免の要件を教えてください。貴センターに限らず、この10年で特別放免になった事例の時期と付された条件について教えてください。

(本年回答)

条文中の「送還することができないことが明らかになったとき」とは、諸般の事情から判断して、まったく送還の見通しが立たない客観的事情が存在する場合を言います。この特別放免は、過去10年間に当所において事例はありません。他の管所における状況は承知しておりません。

15. 名古屋入管では本年5月31日付で被収容者処遇細則の改定がなされていますが、貴センターでは、被収容者に対する処遇に関する細則等の改訂についてどのように考えていますか。

(本年回答)

お尋ねの趣旨が明確ではないので、回答は難しいです。

Ⅳ 2019年6月当センターにおいて、および2021年3月の名古屋入管において、被収容者の死亡事件とその再発防止策について

1. 2021年10月末時点で、「拒食」とされたのは何名ですか。

(昨年回答) 1名

(本年回答) 「拒食」とされたというところが、意味が必ずしも明確ではないが、2021年10月末現在で「拒食」している者はありません。

2. 2019年6月24日に発生したN国籍の被収容者の死亡から2年余りが経過しました。今後の再発防止策として、どのような対策が取られましたか。

(昨年回答)

死亡事案の詳細については、本庁による調査結果報告に記載されているとおり。当所においては本件のような事案が発生したこと自体を重く受け止めており、今後は同種事案の再発を未然に防止し、並びに更なる適切な処遇につなげていかなければならないと考えている。尚、事案発生後は現場からの報告体制や各担当官での情報共有を一層密にしたほか、拒食の防止及び早期終了に向けた説得、カウンセリング等の取り組みをより積極的に実施し被収容者の動静、監視と容態観察の強化に努め、もし異変が認められれば迅速な対応をとることができるよう体制づくりをしている。

(本年回答)

昨年回答したとおりです。

(記録者注：昨年公表)

死亡事案の詳細については、本庁による調査結果報告に記載されているとおり。当所においては本件のような事案が発生したこと自体を重く受け止めており、今後は同種事案の再発を未然に防止し、並びに更なる適切な処遇につなげていかなければならないと考えている。尚、事案発生後は現場からの報告体制や各担当官での情報共有を一層密にしたほか、拒食の防止及び早期終了に向けた説得、カウンセリング等の取り組みをより積極的に実施し被収容者の動静、監視と容態観察の強化に努め、もし異変が認められれば迅速な対応をとることができるよう体制づくりをしている。

3. 自ら宣言して「拒食」を始めた被収容者に対し、入管としては初日から（拒食を中止して）回復するまで、どのように対応されるのか具体的に教えてください。「保護室」収容の要件と動静確認の方法を教えてください。

(本年回答)

拒食を始めた被収容者に対しては、拒食開始時の体重測定を行うとともに、拒食によるリスクを説明の上、摂食を指導し、摂食状況及び水分補給状況を確認している。以後、医師の適宜の指示に基づき、定期的に試飲させ、バイタルチェックを確実にを行い、適宜拒食をやめるよう繰り返し説得し、医師による点滴治療、経口栄養剤や経口補水液の接種をうながしていく。拒食中止以降は、医師の指導のもと、経腸栄養剤、介護食から徐々に普通食に戻していくようにしている。拒食により当該被収容者の容態観察が必要となったら、単独室に移室するようにしている。

4. 土日休日や夜間等医師不在時で、被收容者の救急対応が必要な場合に、常勤医の役割等どのような体制がとられていますか。

(昨年回答)

- ・ 土日、休日、夜間等の医師不在時に被收容者の体調不良が認められる時は、体温、血圧等を測定し、看護師の助言を受け外部医療機関に搬送する等適切に対応している。急を要する症状の場合には直ちに外部病院搬送、または救急車の出動を要請している。

(本年回答)

常勤医は退職していますので、被收容者の救急対応が必要な場合の対応は、昨年お答えした通りです。

(記録者注：昨年公表)

- * * 土日、休日、夜間等の医師不在時に被收容者の体調不良が認められる時は、体温、血圧等を測定し、看護師の助言を受け外部医療機関に搬送する等適切に対応している。急を要する症状の場合には直ちに外部病院搬送、または救急車の出動を要請している。

5. 被收容者の突然死を避けるために貴センターが行っている対策を教えてください。

(昨年回答)

被收容者の動静把握につとめ、体調不良の者がいれば当該被收容者の状況を医療機関に伝え助言を受けながら庁内診療や外部診療を実施する。

(本年回答)

被收容者の動静把握につとめ、体調不良の者がいれば当該被收容者の状況を医療機関・医療関係者に伝え助言を受けながら庁内診療や外部診療を実施する。

6. 昨年の要請の4.「外部医療機関に入院中の被收容者について、安否確認のための面会を特別に許可されたい」に対して貴センターは「保安上の理由から、原則として実施は考えない」旨の回答をしています。実施が考えられる例外を具体的に教えてください。

(昨年回答)

- ・ 外部医療機関での面会は保安上の支障から、原則として一般面会については許可していないが、領事館や被收容者の訴訟代理人、または弁護人である弁護士との面会については、医療機関が面会の制限を行っていない場合に限り許可する。

(本年回答)

- ・ 外部医療機関での面会は保安上の支障から、原則として一般面会については許可していないが、領事館や被收容者の訴訟代理人、または弁護人である弁護士との面会については、医療機関が面会の制限を行っていない場合に限り許可する。

V 新型コロナウイルス感染対策関連

1. 被収容者への新型コロナウイルス感染防止の考えと具体策を教えてください。

(昨年回答)

- ・入管収容施設は閉鎖空間であり、ひとたび新型コロナ感染症の感染が発生した場合、感染拡大の危険性が特に大きく、職員及び被収容者の感染防止を徹底して行う必要がある。具体策としては、外部からのウイルスの侵入、すなわち飛沫感染または接触感染による感染発生を防止し、万が一感染が発生した場合には二次感染を徹底的に防止することとしている。

(本年回答)

昨年回答しているとおりです。

(記録者注：昨年公表)

- * * 入管収容施設は閉鎖空間であり、ひとたび新型コロナ感染症の感染が発生した場合、感染拡大の危険性が特に大きく、職員及び被収容者の感染防止を徹底して行う必要がある。具体策としては、外部からのウイルスの侵入、すなわち飛沫感染または接触感染による感染発生を防止し、万が一感染が発生した場合には二次感染を徹底的に防止することとしている。
- ・その他に、具体策として、職員の出勤・退職時に検温による健康観察の実施、収容室の三密に配慮して、本年4月12日から一人一部屋で運用している。

2. 本年8月31日に貴庁の処遇部門の職員1名の新型コロナウイルス感染が報道で明らかになりました。この感染状況と、被収容者への対処、感染の原因と今後の対策について教えてください。さらに被収容者の陽性判明者について、氏名や国籍など個人情報の公表はどの程度行われますか。また新型コロナウイルスのワクチン接種を希望する被収容者がいる場合、どのように対処しますか。

(昨年回答)

- ・被収容者及び職員に新型コロナウイルスの感染者は発生していない。感染者が発生すれば、入管施設における新型コロナウイルス感染症マニュアルに基づいて対応する。被収容者に感染が発生すれば直ちに他の被収容者と接触しない収容区に分離して収容することは当然だが、濃厚接触した被収容者についても同様に分離のうえ容態を観察し、感染者が発生した収容区域で勤務していた職員等、濃厚接触者となる職員についても一定期間自宅待機を指示することになる。職員に感染が発生した場合も、濃厚接触者を特定し分離、容態観察をすることになる。被収容者の陽性判明者については、年代のみの公表が予定されている。

(本年回答)

- ・これまで、当所処遇部門の職員2名の新型コロナウイルス感染が判明している。感染経路は2名とも不明。陽性者が判明した際に、当該陽性者と接触が認められた職員等を自

宅待機措置とした上で、当所の全職員（業者を含む）、全被収容者に対して PCR 検査を実施して陰性を確認することで感染拡大を防止している。被収容者に陽性判明者が発生した場合の措置は昨年お答えした通りです。

（記録者注：昨年公表）

＊＊感染者が発生すれば、入管施設における新型コロナウイルス感染症マニュアルに基づいて対応する。被収容者に感染が発生すれば直ちに他の被収容者と接触しない収容区に分離して収容することは当然だが、濃厚接触した被収容者についても同様に分離のうえ容態を観察し、感染者が発生した収容区域で勤務していた職員等、濃厚接触者となる職員についても一定期間自宅待機を指示することになる。職員に感染が発生した場合も、濃厚接触者を特定し分離、容態観察をすることになる。被収容者の陽性判明者については、年代のみの公表が予定されている。

- ・ ワクチン接種を希望する被収容者は、既に接種を終了している。なお、今後ワクチン未接種の新規入所者に対する接種は、大村市から医療機関における個別接種により対応する旨説明があつて同人に係る接種券の発行は、大村市に個別に相談して対応してもらうことになっている。

Ⅵ 入管法の問題点と貴センターの再編

1. 外国人の退去強制手続きで、収容の要否や期間、仮放免の可否のどれも、法務省・入管庁の裁量のもとで長期収容が増加し、人権侵害事例が多発し、貴センターを含む入管の収容施設内で、死亡事案が過去多数起きてきました。そこには、在留資格を失った外国人を原則全員収容する「全件収容主義」の問題や、司法審査を経ることなく入管の裁量で送還まで無期限に収容できる問題があります。全件収容主義を廃止することや無期限収容の解消について、貴センターの考えを教えてください。

（本年回答）

ご指摘の全件収容主義の廃止等については、入管法の改正に関係することで、当所においては、お答えはむずかしい。